

公的年金から町県民税の特別徴収が始まります

地方税法の改正により、現在、納付書や口座振替でお支払いいただいている公的年金にかかる町県民税（住民税）を、平成21年10月支給分以降は年金から差し引かせていただく特別徴収制度が始まります。

税務課 ☎84-0313

対象となるかた

町県民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金などの支払を受けているかたで、平成21年4月1日現在で老齢基礎年金などを受給している65歳以上のかた

ただし、次の要件をすべて満たすかたになります。

- 1 公的年金などの所得で町県民税が課税されるかた
- 2 年額18万円以上の老齢基礎年金などを受給しているかた
- 3 開成町の介護保険料が老齢基礎年金などから差し引かれているかた

対象となる税額

公的年金などにかかる所得に対する町県民税が特別徴収されます。

給与や不動産所得など、年金以外の所得に対する町県民税は、今までどお

り給与からの差し引きや納付書でお支払いいただきます。

対象となる年金

老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金など

実施時期

平成21年10月以降支給される老齢基礎年金などの給付分から実施されます。

特別徴収の対象税額と徴収方法

●平成21年度
上半期は現在の納付方法で、下半期から特別徴収（年金から差し引き）になります。

●平成22年度以降
年度前半の年金支給月（4月・6月・8月）ごとに、前年度後半の特別徴収額の3分の1を特別徴

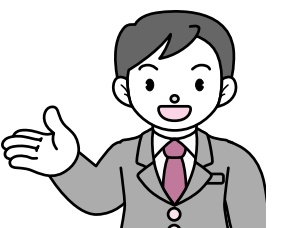
○平成21年度（特別徴収を開始する年度）

方 法	普通徴収（現在の納付方法）		特別徴収（年金から差し引き）		
	徴 収 月	税 額	徴 収 月	徴 収 月	徴 収 月
	6月	年税額の1/4	8月	10月	12月
			年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6
				2月	年税額の1/6

収（仮徴収）します。年度後半の年金支給月（10月・12月・2月）ごとに年税額から当該年度前半の特別徴収額を差し引いた額の3分の1ずつを本徴収します。

○平成22年度以降（引き続き特別徴収になる場合）

方 法	特 別 徴 収			本 徴 収		
	仮 徴 収			本 徴 収		
徴 収 月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	前年度の10月から3月までに徴収した額の1/3ずつ			年税額から仮徴収額を控除した額の1/3ずつ		



公共下水道の整備を着実に進めていきます

公共下水道事業の再評価を実施

下水道は、皆さんの安全で快適な生活を確保し、河川、湖、海などの公共水域の水質汚濁防止に重要な役割を果たし、良好な水環境を創造するために必要不可欠な生活基盤施設です。

しかし、下水道の整備には、莫大な費用と非常に長い期間が必要となります。

長期間にわたる公共事業については、効率的・効果的に事業が行われているかチェックするため、国の再評価実施要領に基づき事業の再評価が義務付けられています。

上下水道課 ☎84-0319

事業再評価の結果

事業採択から5年を経過しても未着手の事業や、事業着手から10年を経過してなお継続して公共事業を行う時は、その事業に対して、学識経験者などから構成される公共事業再評価委員会が、その事業を継続するか否かの是非について再評価を行う必要があります。

開成町の公共下水道事業では、前回の事業再評価から10年を経過したため、今年度、事業の再評価を行いました。

計画的に公共下水道の整備を進めていきます。

町民の皆さんのご協力をお願いします。また、公共下水道が使用できるようになった区域（供用開始区域）にお住まいのかたは、早期の接続をお願いします。



事業名	開成町公共下水道事業	
再評価委員会審議結果	町の対応方針	
事業継続を承認 (附帯意見) 県および市町が連携し、全体計画については、より長期的な視点で将来を見据え、下水道で整備すべき区域などの精査を行うとともに、新たに、概ね10年の間に重点的に取り組む内容を示した事業計画を立てること。	事業継続 再評価委員会で出された意見、答申書の内容を尊重し、県と連携し、整備区域の精査を行い、新たな内容を示した事業計画の策定に努力します。	

工事費用 融資あっ旋制度

供用開始から3年以内に公共下水道に接続される場合、工事費用の融資をあっ旋する制度があります。あっ旋した融資に発生した利息は、町が代わって金融機関に支払います。

〔融資のあっ旋要件〕

- ① 供用開始の公示日から3年以内
- ② 町内に住所を有すること
- ③ 町税などを滞納していないこと
- ④ 町内に住所を有する連帯保証人を一人立てること

〔融資のあっ旋額〕

自家の場合、汲み取り便所の浄化槽1か所、または、し尿浄化槽1基につき50万円以内（共同住宅の場合は100万円以内）

詳しくは、上下水道課へお問い合わせください。